

政令第 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第六項第四号及び第六号、第三十条第一項並びに第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号を次のように改める。

二 ホテル、旅館その他客の宿泊（休憩を含む。以下同じ。）の用に供する施設であつて、次のいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）

イ 食堂（調理室を含む。以下同じ。）又はロビーの床面積が、次の表の上欄に掲げる収容人員の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める数値に達しない施設

収容人員の区分	
食堂	床面積
ロビー	積

三十人以下	三十平方メートル	三十平方メートル
三十一人以上五十人以下	四十平方メートル	四十平方メートル
五十一人以上	五十平方メートル	五十平方メートル

□ 当該施設の外周に、又は外部から見通すことができる状態にして当該施設の内部に、休憩の料金の表示その他の当該施設を休憩のために利用することができる旨の表示がある施設

ハ 当該施設の出入口又はこれに近接する場所に、目隠しその他当該施設に出入りする者を外部から見えにくくするための設備が設けられている施設

ニ フロント、玄関帳場その他これらに類する設備（以下「フロント等」という。）にカーテンその他の見通しを遮ることができる物が取り付けられ、フロント等における客との面接を妨げるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める状態にある施設

ホ 客が従業者と面接しないで機械その他の設備を操作することによつてその利用する個室のかぎの交付を受けることができる施設その他の客が従業者と面接しないでその利用する個室に入ることができ

る施設

第三条第二項中「フロント、玄関帳場その他これらに類する設備」を「フロント等」に、「宿泊料金」を「宿泊の料金」に改め、同項第二号中「外壁面」の下に「又は当該外壁面に隣接する外壁面」を加え、同項第三号中「客の宿泊する」を「客が宿泊をする」に改め、「（当該施設の内部を外部から容易に見通すことができるものを除く。）」を削り、「構造」の下に「（前号に該当するものを除く。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 法第二条第六項第四号の政令で定める設備は、次の各号に掲げる施設の区分ごとにそれぞれ当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号に掲げる施設 次のいずれかに該当する設備

イ 動力により振動し又は回転するベッド、横臥^がしている人の姿態を映すために設けられた鏡（以下「特定用途鏡」という。）で面積が一平方メートル以上のもの又は二以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が一平方メートル以上のもの（天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又はベッドに取り付けてあるものに限る。）その他専ら異性を同伴する客の性的好奇心に応ずるため設けられた設備

ロ 次条に規定する物品を提供する自動販売機その他の設備

ハ 長いすその他の設備で専ら異性を同伴する客の休憩の用に供するもの

二 第一項第二号に掲げる施設 同号イから八までのいずれかに該当する施設にあつては次のイに、同号

ニ又はホに該当する施設にあつては次のロに該当する設備

イ 前号イ又はロに掲げる設備

ロ 宿泊の料金の受払いをするための機械その他の設備であつて、客が従業者と面接しないで当該料金を支払うことができるもの

第五条を次のように改める。

(法第二条第六項第六号の政令で定める店舗型性風俗特殊営業)

第五条 法第二条第六項第六号の政令で定める営業は、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業(当該異

性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、同項第一号又は第二号に該当するものを除く
。）とする。

第十三条第二号中「従業者（営業者の使用人その他の従業者をいう。次条第二号において同じ。）」を「
営業に従事する者」に改め、同号に次のように加える。

八 第五条に規定する営業に係る異性の客と面会する役務

第十三条第三号中「若しくはロ」を「ロ若しくはハ」に改める。

第十三条の二第二号中「従業者」を「営業に従事する者」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の際現にこの政令の施行により新たに店舗型性風俗特殊営業に該当することとなる
営業を営んでいる者（この政令の施行の日の前日において、次条に規定する条例の規定であつて当該営業

を営んではならない旨を定めていたものに違反して当該営業を営んでいた者を除く。）の当該営業に対する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「、店舗型性風俗特殊営業」とあるのは、「、平成二十三年一月三十一日までに、店舗型性風俗特殊営業」とする。

2 前項に規定する者がこの政令の施行の際現に営んでいる同項に規定する営業につき広告又は宣伝をする場合については、平成二十三年一月三十一日までの間は、法第二十七条の二の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する者がこの政令の施行の際現に営んでいる同項に規定する営業（当該営業に係る営業所が法第二十八条第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定により当該営業を営んではならないこととされる区域又は地域にあるものに限る。次項において同じ。）については、平成二十三年一月三十一日までの間は、同条第一項の規定及び同条第二項の規定に基づく条例の規定は、適用しない。

4 前項に定めるもののほか、第一項に規定する者がこの政令の施行の際現に営んでいる同項に規定する営業については、その者が平成二十三年一月三十一日までの間に当該営業について法第二十七条第一項の届出書を提出したときは、同条第四項ただし書及び法第二十八条第一項の規定並びに同条第二項の規定に基

づく条例の規定は、適用しない。

5 前二項の規定により法第二十八条第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定を適用しないこととされる営業を営む者が当該営業の営業所の外周又は内部に同条第五項第一号に規定する広告物を表示する場合及び当該営業所の内部において同項第二号に規定するビラ等を頒布する場合には、同項の規定は、適用しない。

(条例の規定の効力)

第三条 地方公共団体の条例の規定であつて、この政令による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第五条に規定する営業に該当する営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が当該営業に関し行った行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この政令の施行と同時に、その効力を失うものとする。この場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。